

○銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係）		改 正 後	改 正 前
項 目	記載する事項	項 目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） 〔二～六 略〕	主要な業務の状況を示す指標	一 業務粗利益及び業務粗利益率 〔二～六 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕